

幸手市商工会 会員サービス事業一覧

経営相談（診断）



企業経営にとって適切なアドバイスや経営診断を無料で受けることが出来ます。埼玉県商工会連合会が実施するエキスパートバンク制度（中小企業診断士による経営診断等）の利用も可能です。

また、埼玉県の経営革新計画の承認に関する申請手続きも専門家を派遣してフォローアップをします。

金融相談



金融の相談や低利で有利な融資制度の相談が無料で受けられます。毎月1回（第3水曜日）日本政策金融公庫越谷支店職員による融資相談会を実施しています。

無料法律相談



弁護士による法律相談を随時受けることが出来ます。

相談時間：30分まで（要予約）

相談内容：商取引のトラブル、遺産相続 債権回収など

商工会会場使用



大会議室・小会議室を利用することが出来ます。利用料は別途お問い合わせ下さい。

備品貸し出し



下記の備品を有料（一部無料）で貸し出ししております。

- 折りたたみテーブル・イス
- ガラガラ抽選器（無料）
- パソコン・プロジェクター・スクリーン
- ラミネーター、紙折り機、印刷機
- カラーコピー

大型プリンタ印刷



幅594mmの長尺ロール紙での印刷が可能です。

●A1サイズまでのポスター製作やPOP作成が可能です。（1枚だけ作りたい方に最適です。）

データ作成料：簡易なもの1,080円、その他は見積りします。

印刷料：1mにつき540円（上質普通紙）

健康診断

（一般健康診断・生活習慣病健康診断）

【一般健康診断】

- 実施時期 毎年6月頃
- 健診項目 《34才以下》 《35才以上》
 - ①身長 左記7項目の他、
 - ②体重 次項目を追加
 - ③視力 ⑧聴力
 - ④胸部X線 ⑨腹囲
 - ⑤血圧 ⑩心電図
 - ⑥尿検査 ⑪血液検査
 - ⑦診察 11項目で6,580円

【健診機関】 青山セントラルクリニック



経理 / 税務相談



記帳や決算の仕方についての相談や代行（有料）を受けられます。記帳代行（有料）は月次集計から決算書提出まで代行いたします。確定申告時に税理士による税務相談を受けることが出来ます。また、商工会職員による相談も随時受け付けております。

IT相談（パソコン）



相談受付内容

- エクセル・ワード・メール等のソフトの操作方法
- パソコンの簡単なトラブル相談
- 会計ソフトの導入相談（弥生会計）

上記以外の相談も受け付けております。お気軽にお問い合わせ下さい。



技能講習補助

事業主や従業員が受講した技能講習について、受講料の20%（最大5,000円）を補助します。

【対象技能講習】 フォークリフト、ガス溶接、アーク溶接、小型移動式クレーン、玉掛

商工会だより折り込み広告

1月・5月・7月・10月に会員事業所へお届けしている「商工会だより」に事業所の折込チラシを封入いたします。広告宣伝や販促にご利用ください。

【料金】（チラシを会員数分用意してください。）

A4サイズ以下 5,400円

B4サイズ 6,480円（半分に折るか三つ折のみ）

A3サイズ 7,560円（半分に折るか三つ折のみ）

極楽湯回数券優待販売



商工会会員の方： 4,730円

商工会カードをお持ちの方： 4,220円

その他期限が1～3ヶ月の入浴券も割安でお求めいただけます。

【生活習慣病健診】

- 実施時期 毎年10月頃
- 健診項目
 1. 身体計測（身長・体重・肥満度・腹囲）
 2. 視力
 3. 聴力
 4. 胸部レントゲン
 5. 胃部レントゲン
 6. 血圧
 7. 医師診察（問診・聴打診）
 8. 心電図
 9. 尿検査
 10. 血液検査10項目で10,050円
*便潜血検査は別途1,050円

幸手市商工会 事務委託一覽

商工会では 事業所の煩雑な事務の代行を致します

記帳代行（個人事業主の方）

毎日の記帳でお悩みの方

商工会が記帳、決算、申告の代行を致します。

代行内容（個人事業主の方のみ）

目算取引から各種帳簿の作成
 従業員の源泉徴収税額の計算、年末調整の計算
 所得税確定申告書の作成と提出
 消費税申告書の作成と提出
 節税対策、税務相談、経営相談
 税務関係の届出書作成など

商工会ではコンピュータによる記帳を行います。
 青色申告特別控除 6.5万円の控除が可能です！

記帳代行手数料

月次手数料：5,400円～16,200円
 （事業規模により異なります。）

決算手数料：月次手数料の2か月分

消費税申告：3,240円（簡易課税）、5,400円（本則課税）

源泉徴収事務：1人あたり540円（従業員5人目から対象）

年末調整事務：1人あたり540円（従業員5人目から対象）

年間 75,600円から代行できます。

労働保険（労災保険・雇用保険）

労災保険とは・・・

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

雇用保険とは・・・

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

労働保険事務委託手数料（年額）

従業員数	雇用保険	労災保険	特別加入
5人未満	6,480円	4,320円	1名につき 2,160円
5人～15人	9,720円	5,400円	
16人～30人	12,960円	6,480円	
31人～50人	15,120円	6,480円	
51人以上	18,360円	7,560円	

※離職票作成手数料1件（1人）につき1,080円（平成26年4月1日以降作成分より）

源泉代行・年末調整代行（個人事業主の方）

代行内容 従業員の給与所得源泉徴収税額の計算、年末調整計算の代行を致します。

代行手数料 源泉徴収事務：1人あたり540円 ・ 年末調整事務：1人あたり540円

幸手市商工会 各種共済一覽

商工会では 事業所が万全な経営を図るための各種充実した共済制度をお取扱しています

商工貯蓄共済・商工医療共済・商工ガン共済

☆月額掛金は、どの共済も1口3,000円です。
 （医療共済・ガン共済は全額掛け捨て）

商工貯蓄共済…1,000円が掛け捨てによる生命保障掛金となり、残りの2,000円が貯蓄積立掛金として5年間、積み立てられます。

商工医療共済…死亡保障に加えて、災害（事故）による入院・手術・通院の保障と病氣入院・手術の保障を強化・充実させた共済です。

商工ガン共済…高額となるガン治療費およびガン先進医療治療の自己負担額軽減を目的とした共済です。

小規模企業共済

事業主が事業をやめたり、役員を退いた場合の生活安定を図る事業主の退職金制度で、中小企業基盤整備機構が行うものです。

- 加入できる方は
常時使用する従業員数が20人以下（商業とサービス業は5人以下）の個人事業主と会社の役員です。
- 毎月の掛金は
最低1,000円から最高70,000円まで、500円きざみで選択できます。（加入後の増減も可）
- 掛金は所得控除
掛金は全額、「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。
- 融資は
納付した掛金の範囲内で事業資金の貸付が受けられます。

総合火災共済制度

埼玉県火災共済協同組合が行うものです。

相互扶助の精神により営利を目的にしないため安い掛金で幅広く保障が受けられます。
 また、剰余金は利用分量配当として利用者に還元されます。

- 保障対象
火災、落雷、破裂または爆発、風、ひょう、雪害、物体の落下、衝突、盗難等広範囲です。

生命傷害共済制度

埼玉県中小企業共済協同組合が行うものです。

生命傷害共済：月掛800円で最高300万円の保証
 傷害共済：月掛300円で最高200万円の保証

- 加入できる方は
中小企業の経営者、従業員、家族の方です。

中小企業退職金共済制度

常時従業員数が中小企業に働く従業員のための退職金制度で、中小企業退職金共済事業本部が行うものです。

- 加入できる方は
常用労働者数が300人以下または資本金等の額が3億円以下（小売業は50人以下または5千万円以下、サービス業は100人以下または5千万円以下、卸売業は100人以下または1億円以下）の企業です。
- 毎月の掛金は
従業員毎に月額5,000円から30,000円の範囲で決められます。全額が事業主の負担です。
短時間労働者（パートタイマー等）は、特別に、2,000円、3,000円、4,000円の掛金月額でも加入できます。
掛金は、全額非課税となります。（※新規加入及び掛金増額事業主には掛金の一部を国が助成）
- 退職金は
従業員が退職したとき、事業本部から直接従業員に支払われます。

他にも

- 所得補償共済制度
- 商工会ビジネス総合保険
- 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）などがあります。

詳しくはお問合わせ下さい

幸手市商工会
0480-43-3830